

第7章 小木町の町並保存に向けて

第1節 町並の保存活用に向けての方策

1. これまでの施策と諸計画

小木町では、平成3年(1991)の宿根木地区の重要伝統的建造物群保存地区選定に端を発し、その後、大学機関による民家調査が実施された。これらの町並や伝統的建造物の調査を契機として、住民組織を主体とした町並保存や地域活性化への取り組みが積極的におこなわれてきた。いっぽう、近年まで小木町を主たる対象とする施策および計画は具体的には進められてこなかったが、小木町に関連するものでは以下のものが挙げられる。なお、小木町は都市計画区域外である。

佐渡市総合計画における位置づけ 佐渡市では平成21年(2009)12月に「佐渡市将来ビジョン」を策定し、その後平成25年(2013)12月に、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、これを最上位計画として位置づけ、令和4年(2022)3月に佐渡市総合計画を策定している。基本理念として「歴史と文化が薫り 人と自然が共生できる持続可能な島」を掲げている。

総合計画の基本構想のうち、教育・文化の分野では基本目標として「郷土への誇りと未来への希望を育むまちづくり」を掲げている。この基本目標の施策として、「文化振興の推進」では「世界や日本に誇る文化財の保存と活用を図るとともに、市民が文化活動に参画し、多様な文化や文化財等の地域資源に触れることで、地域に誇りと愛着をもち、未来へ文化を継承する地域づくりを目指します」としている。小木町に所在する指定有形文化財や登録有形文化財はこの施策の一部に位置づけられる。

佐渡市歴史文化基本構想における位置づけ 佐渡市内の国県市指定等の文化財件数は412件にのぼり、これは新潟県内の文化財数の中でも特に高い割合を占めている。指定等の文化財だけでなく、多種多様な歴史文化資源に関して、各々の関係性や周辺環境も含めて総合的に把握し、それらを適切に保存・活用し、佐渡の歴史や風土の特性を踏まえた方針のもと、長期的かつ計画的に保存・活用していくための基本構想として、平成23年(2011)に佐渡

市歴史文化基本構想を策定している。総合的把握調査では、市内の指定文化財や集落構造の現況把握、寺院建造物の悉皆調査などをおこなっている。寺院建造物悉皆調査では、2次調査対象として、安隆寺本堂および祖師堂、阿弥陀院本堂が『佐渡市寺院建造物悉皆調査報告書』(株式会社グリーンシグマ編、佐渡市世界遺産推進課発行、2012年)に詳述されている。

集落構造の現況把握では、近世期に政治経済や商業などの佐渡における重要な機能を担い、近代以降も大きく発展を遂げてきた集落・都市である「拠点都市」として、加えて、島外との交流・交易の門戸として佐渡に経済的・文化的繁栄をもたらした「交易港町」として、小木町を挙げている。町並の特徴として出梁造(報告書では「出鼻造」と呼称)の町家が多いことや、赤泊とともに妻入と平入の町家が混在することを挙げている。加えて、伝統的な祭礼として小木港祭りも紹介している。

歴史文化基本構想では、金を輸送する公式ルートである旧相川往還を主軸とした、佐渡金銀山の採掘・輸送・居住に関する歴史文化資源が集中するエリアを「保存活用区域」と設定している(図7-1)。保存活用の全体テーマは「鉱山開発に関連する個別の歴史文化資源に対する地域住民の認識を深めるとともに、魅力ある資源としての保存活用方法を検討する。あわせて、往還沿いに見る集落・町並景観や台地上に広がる水田や沿岸部の畑作地の農業景観の保全を図り、金銀山の反映がもたらした歴史文化を感じる景観づくりを進める」としている。

個別の方針として、小木町では町並景観や町割の保全や公開活用方法の検討とともに、城山や安隆寺などの高台からの眺望、木崎神社周辺の景観保全、竹細工などの伝統産業の活用方法の検討、まちあるきの拠点となる町家の公開活用方法の検討、民俗行事やイベントと連携したまちの商業活性化などが掲げられている。

また小木町と赤泊を核に、かつて公津のあった松ヶ崎から小木半島最西端の沢崎までを、近世港町のにぎわいと交流・交易の歴史文化を伝える歴史文化保存活用区域に設定している(図7-2)。この区域の全体テーマとして、「来訪者を迎える様々なイベン

ト開催と、美しい海岸景観や周辺集落の歴史文化資源に直に触れる機会を相互に組み合わせながら、歴史文化の保存活用と連携した観光スタイルを生み出し、佐渡の南の玄関口らしい交流促進を図る」としている。なお、小木町の個別の保存活用の方針は、前述のものと同様である。

景観計画における位置づけ 佐渡市景観条例は平成21年(2009)に施行され、景観計画は平成22年(2010)1月より運用を開始した。現行の景観計画は平成28年(2016)に改定されたものである。計画では「小木のまちなみと港の景観」を取り上げており、特徴的な景観4点として、「古い町割・町家の残る小木のまちなみ景観」、「玄関口としての小木港の景観」、「城山公園から小木の町を見下ろす眺望」、「城山公園などでおこなわれるアースセレブレーションの風景」を挙げている。

小木町は景観計画区域のうち、「歴史的市街地区域」に区分され、一般市街地区域と同様に、町並と

しての統一を図ることが求められている(図7-3)。区域は本調査の1次悉皆調査範囲とほぼ同様である。区域内では、建造物および工作物の新築、改築等が届出対象であり、それぞれの行為に対して、景観形成基準が定められている。

歴史的風致維持向上計画における位置づけ 佐渡市では「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称「歴史まちづくり法」)に基づき、「佐渡市歴史的風致維持向上計画」が認定されている。「田遊び神事と花笠踊にみる歴史的風致」として、木崎神社の祭礼である小木港祭りの小獅子舞、「大神楽にみる歴史的風致」として、同じく小木港祭りの大獅子舞を挙げており、ともに木崎神社の小木港祭りを核とした民俗芸能が主体である。なお、小木町は重点区域には含まれていない。

まちづくりモデル地区支援事業 佐渡市では平成23年から27年にかけて、独自の施策として、「まちづくりモデル地区支援事業」を実施した。対象地区は二見、松ヶ崎、赤泊の3地区で、いずれも港町の町並が残る地域である。事業内容は主に建物外観の修景工事で、板張りや外壁の塗装を実施し、一体感のある町並の創出を図っている。小木町はこの事業の対象には選定されていない。

近年の小木町を中心とした施策および計画 小木町を中心とした施策では、「佐渡再生」を目的とした特色をもったエリア別の振興計画の策定として、文化・自然・食の資源が集積している小木町がモデルとなって、「食」と「歴史・文化」の連携をテーマに、平成30年度に計画が立案された。「食」として果樹栽培や海産物、「伝統技術」として竹製品やたらい船の製作技術、「文化財」として地域の有形・無形文化財や歴史的建造物を取り上げ、それらが連動した要素でもある小木半島のジオパークや海運業の歴史を交えて、地域活性化を図るプログラムが計画されている。

その後、令和2年(2020)には、佐渡市・地元住民・商工会等で組織された小木まちづくり協議会が主体となって、「小木町地区まちづくり計画」が作成されている。この計画は重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた事前の体制づくり、今後の保存や

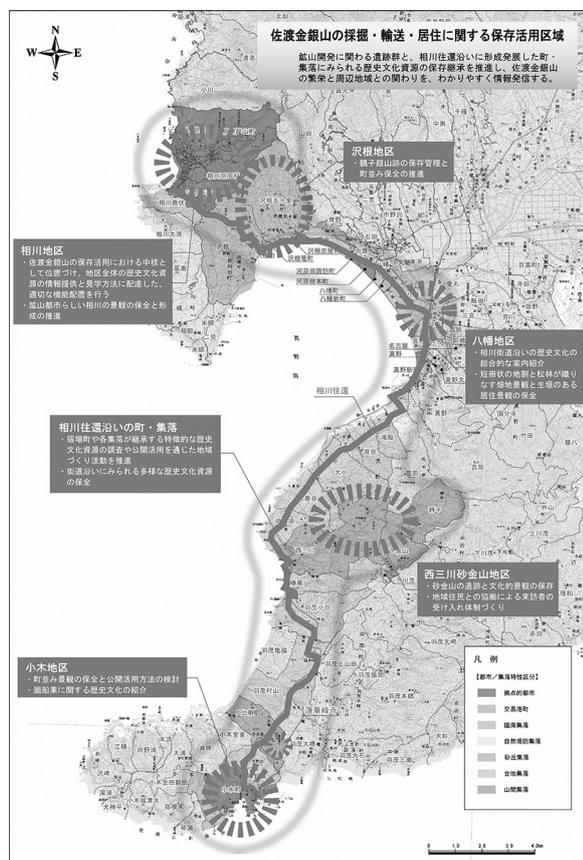


図7-1 佐渡金銀山の採掘・輸送・居住に関する保存活用区域(『佐渡市歴史文化基本構想』p.158所収図を転載)

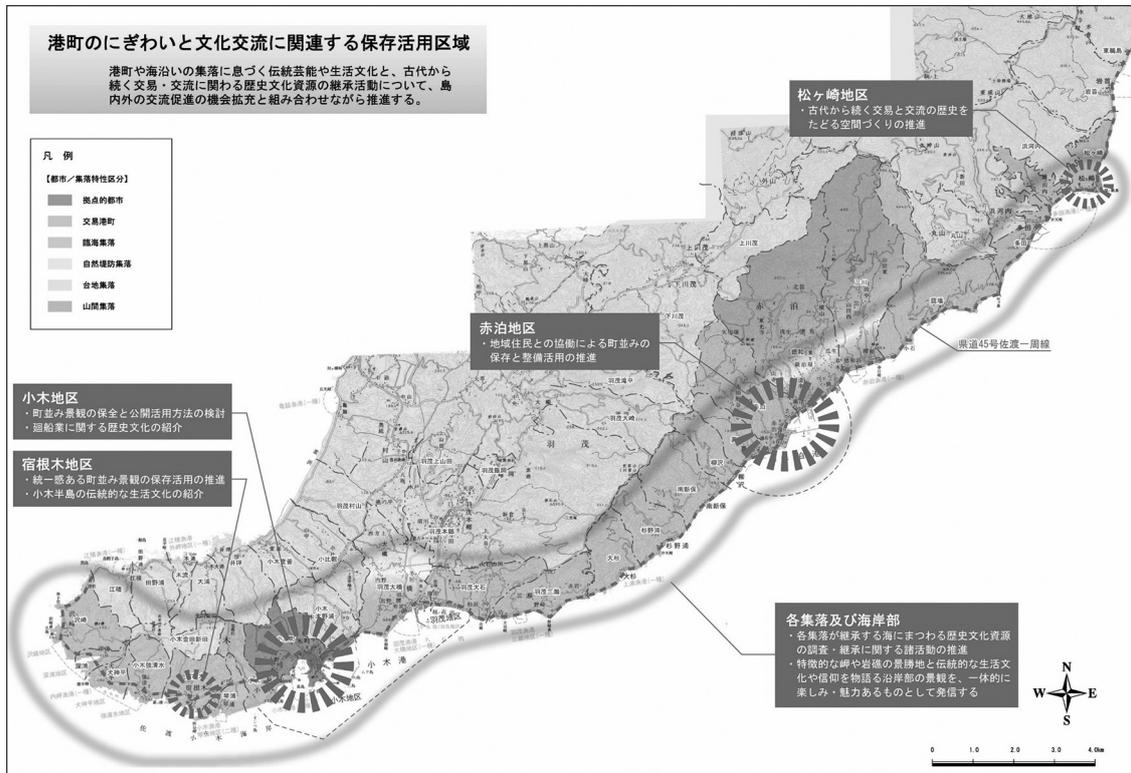


図7-2 港町のにぎわいと文化交流を伝える保存活用区域（『佐渡市歴史文化基本構想』p.169 所収図を転載）

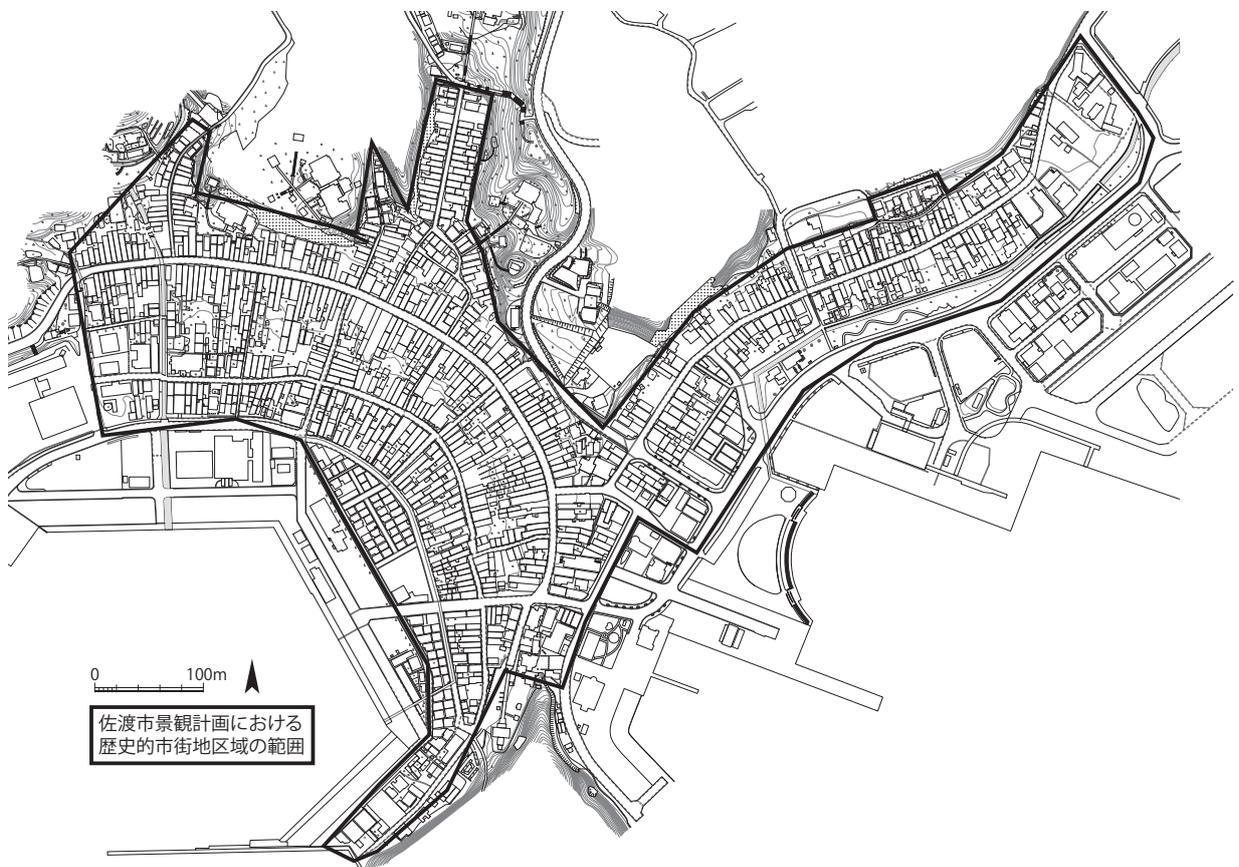


図7-3 佐渡市景観計画における小木町の歴史的市街地区域範囲

整備に向けた住民の意識向上を図る取組みなどが提案され、住民が積極的に関わっている。なお、本保存対策調査もこの一環に位置づけられる。

調査地区内の指定・登録文化財 先述のとおり、佐渡島内には多くの文化財があり、国指定・選定文化財は有形文化財(建造物)8件、史跡4件、名勝1件、重要伝統的建造物群保存地区1件、重要文化的景観2件がある。また、国登録有形文化財(建造物)は75件あり、県指定文化財は建造物が7件、史跡13件で、市指定文化財は建造物が20件、史跡が20件ある。

小木町には、国指定天然記念物および名勝として佐渡小木海岸がある。県指定文化財(建造物)では、木崎神社本殿(歴史資料として木崎神社棟札1枚)、市指定文化財では、史跡として小木町一里塚がある。国登録有形文化財(建造物)では喜八屋旅館(旧館、別館(裏3階)、石蔵)がある。

国指定天然記念物および名勝の佐渡小木海岸では、保存管理基準が定められている。城山の傾斜地および南の小島や岩礁を特別規制地区、城山の台地上を第1種規制地区、城山に接する埋立地を主体とした港湾および宅地部分を第3種規制地区としている。なお、城山の麓にある木崎神社の境内地は第3種規制地区には含まれていない。また本調査の1次悉皆調査範囲では、城山西麓の一部が第3種規制地区に含まれるものの、本町通りや浜町通りなど、主要街路沿いは規制地区外である。

2. 保存活用に向けての方策

以上のように、調査地区では諸計画において、歴史的資産を活かした観光、景観、まちづくりの方針が示されている。特に、佐渡金銀山に関連した歴史文化資産や佐渡小木海岸の自然環境、民俗芸能など、小木町周辺の豊富な文化遺産や歴史的景観を軸に、それらの保全と観光活用に向けた施策が図られている。こういった周辺環境にある中、施策の中でも核または拠点として位置づけられている小木町は、江戸時代からの地割をよく残し、またそれが随所で復原可能であることがあきらかとなった。加えて、明治37年(1904)の大火によって多くの町家が被災したものの、それ以前の形式を踏襲して再建

された特徴のある伝統的町家が数多く残り、文化財としても高い価値を有していることがあきらかとなった。

小木町の伝統的建造物および歴史的景観を活かしたまちづくりを今後もより推進していくために、伝統的建造物群の保存制度の導入がひとつの選択肢として有効であると考えられる。

以下では、文化財保護法における伝統的建造物群保存地区の保存制度の導入を想定した場合の保存活用方策について詳述していく。

保存地区 ここでは文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区(以下、保存地区)を想定した範囲案について検討する。

まず、伝統的建造物の現状は前章で示したように、調査地区内では伝統的建造物が広く分布している。個別の区域ごとでみていくと、内の澗に面した本町通り沿いおよび浜町通り沿いと立町に、また外の澗に面した街路沿いに伝統的町家が残る。伝統的建造物が残る密度の濃淡は多少あるものの、なかでも本町通り沿いおよび浜町通り沿いは特筆して残りが良いといえる。反対に、外の澗に面した街路沿いには伝統的建造物が残るものの、駐車場や空地、街路に面して駐車スペースを確保した現代住宅の増加も指摘できる。山手の寺院群は大火の被害も免れているため、伝統的建造物も多く残る。

歴史的な位置づけとしては、小木町は金銀の搬出港として端を発し、17世紀後期からは海運業で繁栄した港町で、江戸時代は問屋や船宿、貸座敷、商家を主体とする町場が展開した。慶長19年(1614)開港当初に町立てされた町場範囲は本町通り西半部分が中心で、その後東へ町場が展開し、本町通り沿いは17世紀前期から18世紀末期までにはすでに町場として成立していた区域と考えられる。

浜町通り沿いの東町および泉町は享和2年(1802)の小木地震以後に三味線堀が開削され、町割としてその痕跡を留めている。その後、堀を埋め立てて町立てされ、19世紀前期の地割も良好に残されている。浜町通りは江戸時代には船宿や貸座敷、商家が分布したとみられ、明治37年の大火後には貸座敷が集約された。

現在の登町の一部や外の潤に面した旭町や山本町は、東町や泉町の町立てよりも遅れた、幕末から明治初期にかけて開拓された地区である。また立町では、稲荷町と中立町は開港当初から町場として展開した地区であり、文化年間製作の「小木湊古絵図」には諏訪町が描かれる。この「小木湊古絵図」には白坂町は描かれておらず、19世紀前期以後に町場として成立していたとみられる。

神社については、木崎神社や琴平神社は本町通りの両翼に位置し、港町の成立当初からの鎮守社として位置づけられる。山手の寺院は江戸時代には現在地にあり、江戸時代や明治時代の堂宇を多く残し、小木町住民の菩提寺としても位置づけられる。

以上のように、歴史的な位置づけからみれば、調査地区内は江戸時代から明治初期までにはすでに町場として成立・展開していたことがわかる。さらに小木町の江戸時代から明治初期までの町場の展開は大きく分けて3時期に区分できる。

1 時期目は17世紀初期の開港当初から、19世紀初期の小木地震までで、本町通り沿いおよびその両端の2社は、開港当初から円弧状に沿って展開する町場の両翼として歴史的にみても核となるであろう。山手の立町のうち、稲荷町や中立町も開港当初から成立し、寺院も遅くとも17世紀代には小木町内に所在すると考えられる。

2 時期目の展開として、浜町通り沿いの東町や泉町は19世紀初期から前期にかけて、土木開発とその後の宅地開発がおこなわれた区域であり、地割にその痕跡をよく留めている。

3 時期目は、浜町西端の登町付近や外の潤沿いの町場開拓であり、幕末から明治初期の時期にあたる。立町の白坂町の具体的な成立時期は不明だが、この頃までには町場が形成されたとみられる。

具体的な保存地区範囲については、最終的には行政と住民との間で協議を重ねて決められることになるが、上記のような歴史の変遷や現状での伝統的建造物の残存状況、今後のまちづくりの方針等を勘案して決定することが望まれる。その際、現状の敷地形状や旧行政区の境界、今後の制度運用等も考慮することが必要である。

伝統的建造物 保存地区を設定すれば、地区内にある伝統的建造物を特定し、それを保存することとなる。伝統的建造物は、いわゆる建物にあたる建築物と、塀や石垣、石造物等の工作物がある。調査地区では、およそ昭和30年代までは、その多くの建物が伝統形式で建てられており、伝統的建造物の定義は、「およそ昭和30年代までに建てられ、小木町の伝統形式で建てられたもの」とするのが妥当であろう。第6章図6-1-1で伝統的建造物の候補を示したが、このうち保存地区内に位置するもののみが伝統的建造物となる。ただし、ここで図示したものはあくまでも候補物件であり、実際の伝統的建造物の特定にあたっては所有者の同意を前提とする。

伝統形式以外の建物として、北村薬品主屋は洋風意匠の外観をもち、建築年代が昭和11年(1936)とあきらかである。小木町の近代的な町家の発展過程を示す建物としても高く評価でき、伝統的建造物として考える。

工作物は東町背面側の石垣や本町通り海側の敷地最背面に建つ建物の基壇など、小木地震の隆起で生じた敷地の高低差を解消する目的で築造されたものであり、地震の隆起という歴史的事象や、かつての地割を示す重要な遺構と考える。また、神社の鳥居や寺院の宝塔や燈籠等の石造物が工作物にあたる。社寺境内地内の小さな祠も工作物として位置づけることとなる。

現状変更 伝統的建造物群の制度では、保存地区内における現状変更(建造物の修理・改築・増築・新築・移転又は除却)を許可制度とすることとなり、これらの行為に対して歴史的風致の保存の観点から、許可するか否かを佐渡市が判断する。伝統的建造物だけでなく、それ以外の建築物や工作物(以下、その他物件)についても同様である。

伝統的建造物の場合は、「修理基準」として保存活用計画においてガイドラインを示す。

その他物件の場合は、最低限クリアすべき内容として、そのガイドラインを保存活用計画において「許可基準」として示す。また、市がおこなう修景補助、すなわち、その他物件の外観を小木町の伝統的な形式に適合した形式・仕様にするに対する補助の

要件として、「修景基準」を示す。

なお、これら現状変更の許可が必要となるのは、伝統的建造物、その他物件ともに、建物の構造体と外観に対してであり、建物内部の内装やその建物の住人の生活スタイルに制限がかかるわけではなく、内部の改造や仕様の変更については、所有者の裁量に任される。また、これらの基準はあくまでも現状変更をおこなう際の基準であり、現行の建造物をすぐにこれら基準に沿ったものに変更することを強制するものではなく、日常的に何らかの規制がかかるわけではない。

伝統的建造物の修理基準 伝統的建造物を修理する際の修理基準は、伝統的建造物が本来もつ価値(形状)の保存を目的とするため、修理では当該建物が本来有する、もしくはかつて有していた姿に修理することとなる。したがって、保存活用計画に記される基準の文言は、「しかるべき調査の上、現状修理もしくは、復元的修理をおこなう」の一文となる。伝統的建造物の修理は、上記のように建物本来の形状が第一であるため、後述の「修景基準」のように事前にその形態を統一的に定めることはできない。

しかるべき調査とは、現状の形式が後世に変更され、その建物が建てられた当時の状況ではない場合に、柱等の部材に残る痕跡(かつて存在した部材が取り外された後に残る、部材が取り付けいていた跡)を確認して、かつての姿を検討する調査、もしくは古写真等をもとにかつての姿を検討する調査を指す。それら調査でも不明な場合は、その建物が建てられた時代にあり得た姿を想定することとなる。

その他物件の許可・修景 その他物件の修理、改修、新築された後の姿が、小木町の歴史的風致(小木町に歴史的に存在したかたち)に見合っているか否かを判断する。その判断は、景観として調和しているか否かというものではなく、小木町の伝統的建造物の特性に見合っているか否かというものでなければならない。小木町の伝統的な建物が備える特徴を整理し、その特徴に見合った形式や仕様を基準として定める必要がある。

注意すべき点は、本町通り両端に位置する神社や

山手の寺院は、港町としての商業地として発展した町場部分と、敷地構成や建築物および工作物が全く異なった形態であるため、宅地と社寺境内地では、その基準を明確に分ける必要がある。

許可・修景基準(宅地) 主屋の許可・修景基準は小木町の街路沿いに建つ主屋の特性に沿ったものとする。佐渡市では、すでに宿根木地区が重伝建地区に選定されているため、宿根木地区における修理・修景基準が存在する。しかしながら、宿根木地区と小木町では建物の形態や敷地構成が全く異なるため、小木町の特性に沿った基準を設定する必要がある(表7-1)。

また小木町の許可基準にある「歴史的風致を損なわないものとする」という表記は具体性に欠けるが、これは保存活用計画本文に示された地区および建造物の特性(第5章および第6章に記した特徴)を損なわない範囲で、特性に調和した仕様・形式のことを意味し、修景基準で示される範囲よりは、許可される形式・仕様の範囲がやや広がることとなる。

許可基準・修景基準は、原則、街路等の公共的な位置から望見可能な物件に対して適用されるものである。小木町でも街路に面する敷地では、主屋以外の建物は望見できない場合も多いが、角地に位置する敷地や、隣地が空地の場合は適用される可能性がある。この場合は、街路沿い以外の許可基準・修景基準を設定し、準用することとなる。

許可・修景基準(社寺境内地) 小木町の社寺境内地は、敷地大部分が直接主要街路に面しているものではなく、参道で接続している。社寺境内の建物については、その多くの堂宇および社殿が伝統的建造物となるが、それ以外の建築物については、表7-1に掲載する付属屋の許可・修景基準(外壁以外)を準用することとなる。

助成措置 上記の伝統的建造物の修理およびその他物件の修景にあたっては、佐渡市がその事業者に対して助成をおこなうことを検討する。

助成対象は、主として外観とその構造体の工事費に対しておこなわれるもので、内部の造作や設備にかかる工事費は補助対象外になる。(福岡・佐渡市)

表 7-1 小木町の許可・修景基準案（宅地）

許可基準（案）				
	項目	細項目	基準内容	
主屋	位置		道路に面した壁の位置は伝統的建造物群の特性を維持する。 周囲の伝統的建造物に壁面線を揃える。	
	高さ		地上二階建以下（二階建、つし二階、平屋建）とし、 屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	
	構造	主構造		原則、木造とする。
		屋根		切妻造平入の勾配屋根とする。浜町通り沿いでは切妻造妻入も可とする。 屋根材料及び勾配等については、歴史的風致を損なわないものとする。
		外壁		歴史的風致を損なわないものとする。
		軒・庇		周囲の伝統的建造物の形式に倣う。
		建具		歴史的風致を損なわないものとする。
基礎		歴史的風致を損なわないものとする。		
付属屋 （土蔵および納屋等）	高さ		二階建以下とする。	
	構造	主構造		原則として、木造在来軸組工法とする。
		屋根		歴史的風致を損なわないものとする。
		外壁		歴史的風致を損なわないものとする。
		軒・庇		歴史的風致を損なわないものとする。
		建具		歴史的風致を損なわないものとする。
	基礎		歴史的風致を損なわないものとする。	
工作物	門・塀		歴史的風致を損なわないものとする。	
	石垣・石積		歴史的風致を損なわないものとする。	
修景基準（案）				
	項目	細項目	基準内容	
主屋	位置		道路に面した壁の位置は、伝統的建造物群の特性を維持する。 周囲の伝統的建造物に壁面線を揃える。	
	高さ		地上二階建以下（二階建、つし二階、平屋建）とする。	
	構造	主構造		原則、木造とする。
		屋根		勾配屋根とし、大屋根の勾配は3～5寸とし、切妻造平入とする。 浜町通り沿いの場合は周囲の伝統的建造物の形式に倣い、切妻造妻入も可とする。 屋根葺き材は瓦葺もしくは鉄板葺とする。
		外壁		小壁は真壁造とし、その他の壁面は板壁とする。 妻壁が街路から望見できる場合は、板壁とする。 切妻造妻入建物の場合は、妻壁は伝統的建造物の形式に倣う。
		軒・庇		2階の壁面を1階よりも張り出し、原則、1階は庇なし、もしくは付庇とする。 庇屋根は垂木構造の瓦葺、もしくは板軒風の鉄板葺とする。
		建具		開口部は原則木製建具とし、伝統的建造物の形式に倣う。
基礎		みえがかりの低い基礎石もしくは布石とする。コンクリート基礎を使用する場合は、基礎の立ち上がり部分が見えないようにする。		
付属屋 （土蔵および納屋等）	高さ		2階建以下とする。	
	構造	主構造		原則、木造とする。
		屋根		切妻造、寄棟造、入母屋造とする。
		外壁		板張りとする。
		軒・庇		伝統的建造物の形式に倣う。
		建具		開口部は原則木製建具とし、伝統的建造物の形式に倣う。
	基礎		伝統的建造物の形式に倣う。	
工作物	石垣・石積		伝統的形式に倣う。	

第2節 地区整備・まちづくりの方策

街路整備 歴史的風致の保全・向上に重要な要素となる街路については、これまで小木町では目立った整備はおこなわれていない。今後は保存地区に見合った街路の美装化や街路灯の整備、無電柱化などの整備を検討する必要がある。

施設整備 小木町では現時点で民間所有の公開施設の町家が1軒あるものの、市所有物件で公開および活用がおこなわれている町家はない。本町通りや浜町通りなどの主要街路に面する伝統的町家を対象とした拠点施設の整備は今後の課題である。将来は、小木町を代表する町家の保存とともに、観光客を対象とした展示公開施設という機能だけでなく、情報発信拠点、地域住民や未来を担う若者が活用できる施設の整備を検討する必要がある。

防災 佐渡市では「佐渡市地域防災計画」を策定しており、基本的な防災対策はこれに準拠して日頃から防災教育や災害予防に取り組む必要がある。

なかでも小木町は、保存地区内の伝統的建造物の保存の観点および木造建築が密集した状況による地域の都市防災の観点から、地区内における火災対応を検討する必要がある。早期発見と初期消火が第一であり、実際に運用する住民の方々とも協議して、運用上も有効な設備を検討する必要がある。設備整備と同時に、住民の方々の運用を鑑みた組織づくりも必要である。

小木町の伝統的町家は掃出し戸の広い開口部やオイエ吹抜けまわりの架構が特徴的であるが、いっばうで、復原修理の際には構造補強等の必要性が想定される。そのため必要に応じて耐震診断や耐震補強工事を実施し、被災リスクの軽減を図る必要がある。佐渡市では木造住宅耐震促進事業を実施しており、耐震診断又は耐震改修に要する費用を一部補助している。補助金制度等も準用しながら、個々の建造物の耐震化を推進することが望まれる。

保存地区周辺の景観等 小木町は景観計画上では、歴史的市街地区域に設定されている。保存地区外となったエリアでも、歴史的な性格に即した景観コントロールをおこなっていく必要がある。

佐渡市歴史文化基本構想では、歴史文化保存活用区域に設定され、この区域は小木町と赤泊を核に、かつて公津のあった松ヶ崎から小木半島最西端の沢崎までの佐渡島南岸を中心とした、近世港町のにぎわいと交流・交易の歴史文化を伝えるエリアとして、その保存活用をうたっている。これら既存の計画にもとづき、想定される保存地区だけでなく、その周辺部も含めて一体的な整備やまちづくりをおこなうことで、小木町だけでなく周辺地域も含めた南佐渡地域の活性化が期待できる。

今後のまちづくりに向けて 今後設定される小木町の保存地区内だけを対象とするようなまちづくりではなく、保存地区とその周辺部、さらには佐渡島内といった広域エリアも視野に入れて、総合的にまちづくりをおこなっていくことが望まれる。

近年の動向では、小木ー直江津港で就航する定期船はこれまで高速船のジェットfoilが就航していたが、令和5年(2023)春からはジェットfoilの就航を取り止め、カーフェリーによる輸送に転換することがあきらかとなっている。これまで新潟ー両津港に限られたカーフェリーが、小木港にも就航することは、新潟県の上越エリアだけでなく、富山県や石川県などの北陸エリア、岐阜県や長野県などの中部・信州エリア、さらには関西地方といった、より広域からの自家用車を利用した観光客の増加が見込まれる。つまり、小木町はその玄関口であり、さらには周辺部も含めた南佐渡の重要拠点となりうる。小木町の伝統的建造物を保存し、また積極的に活用していくことは勿論だが、拠点としての便益施設の整備も活発となり、周辺の観光開発に対する景観コントロールも重要となるであろう。

まちづくりにあたっては、地区の制度運用、ハード整備やその助成について、市行政の責任でおこなうこととなるが、まちづくりに向けたソフト面や観光面では、住民の方々や商工会など、地域を支える人々が主体となる。住民が今でもお互いを屋号で呼び合うように、小木町には江戸時代からの港町としての文化が根付いている。港町らしい商い文化とにぎわいを再興し、市行政とも密に連携しながら、さらに地域活性化が図られることを期待する。(福嶋)